

兵庫地方最低賃金審議会
第2回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月27日(金) 9時55分～10時43分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	上林委員、桜間委員、高階委員
労働者代表委員	岩崎委員、小菅委員、坂元委員
使用者代表委員	下岡委員、中崎委員、松下委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官 小川労働基準監督官
<p>(1) 兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について</p> <p>(2) その他</p>	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 おはようございます。 ただ今から、第2回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。</p> <p>本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。</p> <p>では、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p> <p>○桜間部会長 それでは、審議に入りたいと思います。 まず、事務局から何か参考となる情報等はございますか。</p> <p>○安積賃金室長 はい。 兵庫県最低賃金審議会の他の特定最賃専門部会の審議状況について、簡単に御説明させていただきます。</p>	

7つの業種について申出がございまして、そのうち自動車小売業につきましては、必要性なしで結審しております。輸送用機械器具製造業はプラス 51 円の 1,126 円で、鉄鋼業はプラス 51 円の 1,116 円で、塗料製造業はプラス 51 円の 1,099 円で、いずれも全会一致で結審しています。

現在、金額審議中となっておりますのが、このはん用機械器具等製造業と電子部品等製造業、計量器等製造業の3つの専門部会となっております。

以上です。

○桜間部会長

ありがとうございます。

それでは、前回9月11日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題(1)「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。

これまでの審議の中でお話を伺った部分もございしますが、労使から金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を御発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

最初に労使それぞれでの打合せの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○桜間部会長

では、別室で打合せをお願いします。

(労使委員それぞれ別室で打合せ)

○桜間部会長

それでは、審議を再開いたします。

まず、申出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いいたします。

○坂元委員

私の方から、金額提示の考え方について述べさせていただきます。

前回の必要性審議の中では、地賃の引上げによる優位性の確保、特定最賃が適用される非正規雇用労働者や未組織労働者への継続した物価上昇に対する対応が必要であること、また、人材確保と地域間格差の是正については、特に近隣の大阪府との金額差を埋め、働き手の流出を防止する必要があることを述べさせていただきました。

そのもとで、具体的な金額改正にあたっての考え方についてですが、はん用機械の特

定最賃は現在 1,035 円ということで、年間 2,000 時間働いてワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円にようやく届く水準であることや、国内、兵庫県における物価の継続的な上昇を踏まえたうえでも改正が必要です。また、兵庫県の製造業の 2024 年春闘における賃上げ率では、全体計、300 人未満計ともにこれまで以上の賃上げと賃金の底上げが図られ、これらを特定最賃が適用される非正規雇用労働者や未組織労働者に波及させ、当該産業で働く方々の生活の安心、安定に繋げる必要もあります。さらに、地域別最低賃金がプラス 51 円になったことに対する特定最賃の優位性の確保や、特定最賃における近隣の大阪府との格差が 35 円あることでの人材流出への懸念を踏まえた改正が必要です。

以上を考慮した上で、今年度の申出における最も低い労働協約額 1,113 円を踏まえ、具体的な改正額については、必要な積上げ額を次のとおりとします。

一つ目が、令和 6 年度の兵庫県の地域別最低賃金引上げ額がプラス 51 円であること。二つ目は、地域間格差の是正と非正規雇用労働者や未組織労働者への波及としてプラス 27 円として、現行の 1,035 円にプラス 78 円の 1,113 円です。

以上が今回のプラス 78 円の改正額についての考え方です。当該産業の賃金が高産業と比較して魅力的でなければ人材の確保定着に大きく影響を及ぼす可能性があることや、当該職種は専門性が求められることに加え、厳しい環境での作業も多いため当然のことながらそれに見合う水準であることが求められます。

今回の改正額に対して我々に与えられた責務を今一度労使で再確認するとともに、労使のイニシアティブを発揮し議論を深めていきたいと考えており、使用者側の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○桜間部会長

それでは、次に使用者側委員からお願いいたします。

○松下委員

それでは、使用者側の金額を提示させていただきます。

前回は必要性ありということに賛同いたしましたけれども、その中で慎重な討議をお願いしますと申し添えております。と言いますのも、やはり経済、兵庫の状況も緩やかに回復と言いながらも、格差があることが見られまして、特にはん用の製造業に関しては非常に景気に左右されるところが大きい業種であると思っております。製造業では原材料の価格もまだ上がり続けている中で、体力の差がある中小企業にとっての賃上げというのは非常に重たいものになってきている状況であります。そのような中で、金額を提示するにはやはりしっかりとした根拠、データに基づいた金額というものでなければならぬということを考えております。

また、昨年が 42 円という過去に比べると大きな金額の増加ということも加味し、経済状況、企業の状況を加味した結果、今回 2024 年の賃上げ率をひとつの目安にしたいと考

えました。前回いただいた連合の資料で 300 人未満の中小企業の賃上げ率が 4.45%とありましたので、その率から勘案すると、今回 46 円引上げの 1,081 円という金額を提示させていただきます。

以上です。

○桜間部会長

労使双方より、金額提示とそのお考えを伺いました。

労働者側は、78 円引上げの 1,113 円。

使用者側は、46 円引上げの 1,081 円。

という御主張でございました。

労使双方の基本的な提示額を伺いましたが、その金額には開きがあります。これから、さらに詰めていきたいと思えます。

それでは、最初に公益側と申出いただいた労働者側とでお話をさせていただき、その後、使用者側とお話させていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

(公労会議、公使会議)

○桜間部会長

それでは、審議も重ねてきましたが時間の関係もございませぬので、本日は、ここで一旦審議を終了したいと思います。

労使双方のお話をお聞きしましたが、本日の段階では、

労働者側は、78 円引上げの 1,113 円。

使用者側は、46 円引上げの 1,081 円。

という御意見でございました。

労使の主張される金額にはまだ隔たりがあり、一致には至っていません。

労使ともにもう少し審議を重ねたいという御意向を確認していますので、次回も引続き金額審議を行いたいと思えます。

それでは、次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長

はい。

次回ですが、10 月 1 日火曜日、午後 3 時からでお願いさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○桜間部会長

では、次回は 10 月 1 日火曜日、午後 3 時からの開催といたします。

次回は金額審議の 2 回目となりますが、引続き公開といたします。

事務局は他に何か連絡事項とかがございますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○桜間部会長

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。

皆様、お疲れ様でございました。

○各委員

ありがとうございました。

桜間 裕章

坂元 隆一

松下 田佳子

